

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名 <u>農林水産省</u>
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （地方消費税）		
要望項目名	漁港水面施設運営権の創設に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>近年の水産物消費の減少等に対応し、漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、漁港漁場整備法の一部改正を行い、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る「漁港施設等活用事業」制度を創設し、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業の実施を推進する。</p> <p>漁港区域内の一定の水域において、漁港施設等活用事業として遊漁や漁業体験活動等を行う事業者に対し、長期安定的に水面を占有して施設を設置し運営するための権利として、「漁港水面施設運営権」の設定を行うことを可能とする。漁港水面施設運営権は物権とみなし、抵当権の設定など土地に関する規定を準用し、権利の設定期間を最大10年間（漁港施設等活用事業の計画期間の範囲内で更新可能）としている。</p> <p>「漁港水面施設運営権」について、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権等の他のみなし物権と同様に、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>① 法人税法、所得税法において、漁港水面施設運営権を減価償却資産（無形固定資産）として位置づけ</p> <p>② 消費税法において、漁港水面施設運営権を調整対象固定資産（無形固定資産）として位置づけるとともに、資産が所在していた場所を明確に位置づける等の規定の整備を行う。</p> <p>また、法人税、所得税、消費税の改正に伴い、法人住民税、個人住民税、事業税、地方消費税の改正を行う。</p>		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">           法人税法施行令第13条第8号、所得税法施行令第6条第8号、消費税法施行令第5条第8号、同第6条第1項         </div>		
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>近年の水産物消費の減少等の課題に対応し、漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、「漁港施設等活用事業」制度を創設し、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を通じて、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今回の漁港漁場整備法の改正では、漁港区域内の一定水域において、遊漁や漁業体験、海洋環境の観察等の活動を行う事業者に対し、長期安定的に水面を占有して施設を設置し運営するための権利として、「漁港水面施設運営権」の設定を可能とする制度を創設することとしている。</p> <p>当該権利は物権とみなされ、漁業権や公共施設等運営権、樹木採取権と同様に、事業の実施に係る摩擦・妨害に対して自ら妨害排除ができるとともに、権利そのものが抵当権の対象となるため、事業の実施に当たって円滑な資金調達を行う事が期待される。</p> <p>当該権利は、事業の用に供されるもので、かつ、時の経過によりその価値が減少するものであり、減価償却資産の要件を満たしていることから、価値に応じた適切な課税額に設定する必要があるため、漁業権や樹木採取権と同様に、法人税及び所得税において減価償却資産（無形固定資産）として位置づけ、毎年の償却額を控除額として算入し、価値に応じた適切な課税額の設定を行う必要がある。</p> <p>また、消費税においても、権利の売買により課税売上高の消費税額を納税する場合において、後の課税</p>		

	売上割合の変動に応じて適切な控除額の調整を行うため、漁業権や樹木採取権と同様に、調整対象固定資産として位置づける必要がある。
本要望に対応する縮減案	

<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給確保と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 水産業の成長産業化の実現 漁村の活性化の推進</p> <p>○ 水産基本計画（令和4年3月閣議決定） Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現 4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備 （2）水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備 また、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を「養殖生産拠点地域」として圏域計画に新たに位置付け、養殖適地拡大のための静穏水域の確保、漁港周辺水域の活用、種苗生産施設から加工・流通施設等に至る一体的な整備を推進する。加えて、漁港の利用状況等に応じた用地の再編・整序による利用適正化や有効活用により、漁港での陸上養殖の展開を図る。</p> <p>Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進 1 浜の再生・活性化 （2）海業等の振興 漁村の人口減少や高齢化など地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業（うみぎょう）等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。このため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業（うみぎょう）等に利活用しやすい環境を整備する。</p> <p>（3）民間活力の導入 海業（うみぎょう）等の推進に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が発展、集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みの検討を進める。また、防災・防犯等の観点から必要となる環境を整備し、民間事業者の利用促進を図る。 また、漁業所得の向上を目指す浜プランに基づく取組と併せ、漁村の魅力を活かした交流・関係人口の増大に資する取組を推進するとともに、地域活性化を担う人材確保のため、地域おこし協力隊等の地域外の人材を活用する仕組みの利用促進を図る。</p>
------------	--------------------------	---

		<p>○ 漁港漁場整備長期計画（令和4年3月閣議決定）</p> <p>第2 実施の目標及び事業量</p> <p>3 「海業（うみぎょう）」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上</p> <p>（1）実施の目標</p> <p>ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化</p> <p>（目指す姿）</p> <p>海や漁村に関する地域資源を活かした海業（うみぎょう）等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。</p> <p>（具体の施策）</p> <p>（ア）漁港の利用適正化による活用促進</p> <p>地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力のもと、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受け入れなど海業（うみぎょう）等の振興を図る。また、防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備を実施するとともに、漁港における海業（うみぎょう）等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを進める。また、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に当たっては、駐車場等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。</p>
--	--	--

	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	約10件/年
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—